

舗装切断時に発生する濁水の処理に関する特記仕様書

1. 趣旨

この特記仕様書は、神奈川県土木工事共通仕様書等に定めるもののほか、舗装切断時に発生する濁水の処理に関し必要な事項を定める。

2. 適用

寒川町が発注する工事等で、舗装版の切断作業に適用する。

3. 処理方法

舗装版切断作業時に発生した濁水については、産業廃棄物の汚泥として処理を行うこと。

4. 条件

汚泥処分等は下記のとおりとする。

- (1) 受注者は、産業廃棄物の汚泥の処分業許可を得ている業者との委託契約を行うこと。
- (2) 受注者は、自ら運搬をする場合を除き、産業廃棄物の汚泥の収集運搬作業許可を得ている業者と委託契約を行うこと。

5. 提出書類等

提出書類等は下記のとおりとする。

- (1) 受注者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処分に関する計画書、受注者と処分業者と締結した契約書および処分業者の許可書の写しを添付する。
また、受注者が濁水の収集運搬を委託した場合は、受注者と収集運搬業者と締結した委託契約書の写しおよび収集運搬者の許可書の写しを添付すること。
- (2) 受注者は、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に提示しなければならない。

6. その他

この特記仕様書に疑義が生じた場合は、別途監督員と協議し決定する。